

令和8年度大船渡市市民活動支援事業補助金申請要項

1 大船渡市市民活動支援事業の概要

大船渡市における地域課題の解決や地域の活性化を目指して、各種団体が自主的に取り組むまちづくり活動などに対し、補助金を交付して支援する。

2 令和8年度重点支援項目

申請者以外の団体・企業・市民・行政など多様な主体と協働して取り組むものであって、次のいずれか1つに該当するもの。

- (1) 少子化対策・子育て支援
- (2) ジェンダー平等の実現
- (3) 社会や生活のデジタル化推進

3 補助対象団体

自主的かつ社会貢献的な活動が見込まれる団体で、次の要件を満たしていること。

- (1) 市内においてまちづくり活動を行っていること
- (2) 構成員は概ね5人以上、構成員の1/2以上が市民で、団体の事務局が市内にあること
- (3) 自主財源（会費、寄附金、国・県・大船渡市以外からの助成金等）の確保に努めていること
- (4) 会計処理及び使途が適切であること
- (5) 団体等の決算における剰余金（繰越金）の額が、補助金等の額を超えていないこと
- (6) 自らの責任で事業遂行ができること

※地域公民館、自治会等については、補助対象団体とするが、これまで経常的に取り組んできた事業は対象としない。

4 補助対象とならない団体

- (1) 大船渡市から直接、財政的援助（団体運営や実施事業への補助金）を受けている団体
- (2) 市が構成員又は事務局等として関与している団体
- (3) 政治目的、宗教目的を主とする団体
- (4) 暴力団等の関与が認められる団体

5 補助対象事業

補助対象とする事業は、地域課題の解決や地域の活性化に寄与し、令和8年度中に完了するもので、次のいずれかの要件を満たしている事業とする。

- ① 市民の利益に広く寄与するもの（公益性）
- ② 独自の発想や新たな視点によるもの（独自性）
- ③ 波及効果や新たな展開が期待できるもの（発展性）
- ④ 地域の特性や資源を生かしたもの（地域性）
- ⑤ 継続的に活動することが期待されるもの（継続性）

6 補助対象外事業

次に掲げる事業は補助対象から除く。

- (1) 当補助金以外に、国・県・大船渡市から助成を受けることが確定している事業
- (2) 大船渡市中小企業振興事業補助金等、大船渡市の他の助成制度の対象となる事業
- (3) 政治、宗教、営利を目的とした事業
- (4) 団体の構成員の親睦を主目的とした事業
- (5) 備品購入が主目的の事業
- (6) 公序良俗に反する事業

7 補助対象経費

費 目	説 明
報 償 費	・ 外部講師、出演者、専門的技術を有する協力者への謝礼金など (団体構成員に対する謝礼を除く)
人 件 費	・ 事業を行うために必要な人件費 (イベントに係るアルバイト人件費など)
旅 費	・ 外部講師、出演者などの交通費、宿泊費 ・ 外部講師、出演者などの自家用車移動又はタクシー利用に係る車賃は、市の旅費規程に準じて1km当たり37円で算出するか、もしくは通常の経路における燃料費実費(領収書による)とする ・ 車賃を支払う場合はグーグルマップ等で距離を測った経路地図等、距離数の根拠を印刷して添付すること ・ そのほか通常の経路における高速道路利用料を含む
物品購入費	・ 事業に必要な道具(一般的に複数年耐用できると考えられる、財産として残るものは除く)、材料や消耗品等の購入費 ・ 機材等については、原則リースやレンタルで対応いただき、やむを得ない場合のみ購入を認める
委託外注費	・ 高度な作業や制作等、特定の一部作業を外部委託する際の費用 (作業に必要な燃料代や機器稼動に伴う部品代などを含む)
借 上 料	・ 事業に必要な機材や車両のレンタル及びリース費用
使 用 料	・ 会議又はワークショップもしくはイベント等の会場及び設備の使用料
印刷製本費	・ チラシやポスター、冊子等の印刷費 (印刷製本費(事業のPRや集客を目的とするチラシやポスター等の作成に係る費用に限る)及び広告料を合算した広報に係る費用は、事業費全体の1/2の額を上限とする)
広 告 料	・ 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等による広告料 (広告料及び印刷製本費(事業のPRや集客を目的とするチラシやポスター等の作成に係る費用に限る)を合算した広報に係る費用は、事業費全体の1/2の額を上限とする)
食 糧 費	・ 会議(事務局の事前打ち合わせ等は除く)又はワークショップ若しくはイベント等における飲料及び菓子代 ・ 報酬を支払わない場合の会議又はワークショップの講師等もしくはイベントにおける出演者の弁当代(1人当たり1,000円以内) ・ 人件費を支払わない場合のイベント等に係るアルバイト(団体構成員除く)の弁当代(1人当たり1,000円以内)
通信運搬費	・ 事業に必要な郵便、宅配便等に要する経費 (領収書により支払い経費が明確にできるもののみ補助対象とする)
保 険 料	・ ボランティア保険等の経費
そ の 他	・ 対象となる事業の実施に要する経費

8 対象とならない経費

- (1) 団体構成員に対する人件費、謝礼、旅費、食糧費
- (2) 報償費・人件費が支払われた場合の団体構成員以外の者に対する弁当代
- (3) 事業の目的や内容に関わりがないとみなされる視察や研修に要する経費
- (4) 団体の自己財源で賄うべき会議費、事務費、事務所の賃借料・光熱水費等施設管理費など
- (5) 団体構成員による団体の交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費、慰労的な視察や研修の費用など
- (6) 汎用性の高い物品（パソコンやデジタルカメラ等）の購入
- (7) その他社会通念上、公金を交付することが適当でないとみなされる経費

9 補助金の額

- ・補助金額は、補助対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満切捨）とし、同一事業に対する補助金の交付回数ごとの上限額を以下の表のとおりとする。

補助金限度額	初 回： <u>20万円</u> （重点支援項目に該当する場合： <u>30万円</u> ）
	2回目： <u>10万円</u> （重点支援項目に該当する場合： <u>20万円</u> ）
	3回目： <u>5万円</u> （重点支援項目に該当する場合： <u>10万円</u> ）

- ・1年度につき1団体1事業のみの申請とする。
- ・同一事業に対する補助金の交付は3年を限度とする。

10 申請受付期間

令和8年4月9日（木）から5月15日（金）午後5時まで

（郵送の場合は同日同時刻までに到着したものに限り）

11 申請方法

次の申請書類①～⑤を原則として、大船渡市市民活動支援センターを経由の上、市民協働課に提出すること。

- ① 様式第1号 大船渡市市民活動支援事業補助金交付申請書
- ② 様式第2号 大船渡市市民活動支援事業計画（変更・実績）書
- ③ 様式第3号 大船渡市市民活動支援事業収支予算（変更・決算）書
- ④ 様式第4号 大船渡市市民活動支援事業団体活動調書
- ⑤ その他、団体の会則及び役員名簿等関係書類

申請書類の様式は、市民協働課、大船渡市市民活動支援センターに備えるほか、市ホームページからダウンロード可能。

12 審査・選考及び結果通知

補助金の交付は、審査を経て決定する。

選考結果及びその後の手続きについては、文書で通知する。

13 事業終了後

事業終了後は、速やかに「事業実績書」（様式第2号）「収支決算書」（様式第3号）等を、

市民協働課へ提出する。

全採択団体は、まちづくりフェスタ（令和9年度内開催予定）などにおいて、事業の成果を報告する。

14 申請の事前相談について（必須）

申請書類提出前に、大船渡市市民活動支援センターに申請事業の意図や書類記載内容について事前相談すること。

書類提出後においても、大船渡市市民活動支援センターによる事業内容のヒアリングを再度実施する場合がある。事前相談は、メールでも受け付ける。

大船渡市市民活動支援センター

大船渡町字野々田12-33 キャッセン・モール&パティオ

対応時間：月曜日～金曜日（土日祝を除く）午前10時から午後6時まで

※事前に連絡をいただければ時間外の対応も可

連絡先：【電話】0192-47-5702 【メール】shimin@ofunatocity.jp

15 市担当課

協働まちづくり部市民協働課 【電話】0192-27-3111（内線278）